

平成 30 年 5 月 22 日  
グローバルキャンパス推進本部長決裁

## 古賀信介奨学基金（東京大学外国人留学生特別奨学制度）実施要項

### 1. 目的

古賀信介氏の東京大学基金への寄附金を原資として、米国籍又は英国籍の優秀な私費外国人留学生に対し、その受入れを促進するため、研究奨励費（以下「奨励費」という。）を支給し、本学での学術研究への取組みを支援することを目的とする。

### 2. 制度

特別に以下に定める事項を除き、「東京大学外国人留学生特別奨学制度実施要項」によって実施する。

### 3. 対象者

4 月又は 9 月に大学院正規課程に入学する私費外国人留学生で、米国又は英国籍の者とする。なお、対象者に、本学戦略的パートナーシップ構築プロジェクト校中の米国又は英国の大学卒業生で米国又は英国籍の者がいる場合は、その者を優先とする。

### 4. 受給者枠

年度内に 2 名上限。空きの受給者枠が出た場合は、以下の枠の優先順位と配分に基づき補充する。なお、受給者が修士課程生の場合、支給期間終了後も引き続き博士課程に進学する者で、古賀信介氏および大学が特に認める者については博士課程進学後も標準修業年限まで 2 名の他に受給者とすることができる。

### 5. 枠の優先順位と配分

過去 4 年間の研究科ごとの、米国又は英国籍の私費外国人留学生在籍率に応じ優先順位を付す。同率の場合は、私費外国人留学生の在籍総数を基準として順位を付す。

優先順位に基づき、2 枠について該当研究科に 1 枠ずつ配分する。配分された研究科に対象学生がない場合は、優先順位に従って順次研究科に配分する。ただし、原則として同一研究科が 2 枠使用することがないように調整する。

### 6. 奨励費

A 種：月額 200,000 円

B 種：月額 150,000 円

附 則

1. この要項は、平成30年5月22日から実施し、平成30年4月1日から適用する。
2. 「古賀信介奨学基金（東京大学外国人留学生特別奨学制度）実施要項（平成27年12月7日国際委員会学生交流・宿舎専門委員会）」は、廃止する。